

令和 8 年 1 月 22 日

小金井市長



白 井 亨 様

小金井市公共下水道事業審議会

会長 楠 元 克 成

小金井市公共下水道事業審議会 答申書

小金井市の下水道は合流式、分流式下水道の両方で整備されており、昭和 44 年の事業着手後、18 年の歳月をかけ整備を進め、昭和 62 年 4 月に市全域で水洗化が可能となりました。

本市下水道事業は、早期に下水道整備が完了したことと、過年度建設事業費の起債額の償還が順調に減少していることから、これまでは下水道使用料で賄うべき経費は回収できている状況でした。

しかし、今後は下水道施設の老朽化の進行に伴う改築事業の増加による資本費の増加、流域下水道維持管理負担金の単価の見直しによる維持管理費の増加が見込まれ、さらに汚水量の減少に伴う下水道使用料収入の減少により、急激に収支ギャップが発生する見込みであり、これに早急に対応していくことが必要な状況です。

また、持続可能な経営のためには、使用者や世代間の公平性を勘案した適正な下水道使用料への継続的な見直しが求められています。

そこで、令和 7 年 7 月 14 日に市長から「小金井市下水道使用料の改定について」の諮問を受け、下水道使用料の改定及び公共下水道事業の経営の在り方について協議するための場として、関係資料等を十分検討しつつ、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申します。

小金井市公共下水道事業における  
下水道使用料の改定について

答 申 書

令和 8 年 1 月 22 日  
小金井市公共下水道事業審議会

## 1. 下水道使用料の対象経費の考え方について

下水道事業では、汚水処理費（汚水処理に関わる維持管理費と公債費）には下水道使用料を、雨水処理費（雨水に関わる維持管理費と公債費）には一般会計繰入金を充当するのが原則となっている。

これは総務省通知による「下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知」を根拠としており、「汚水・私費 雨水・公費」が原則となっている。

また、汚水処理に要する維持管理費と資本費のうち、繰出基準に定められた経費を控除した経費が、使用料収入により賄う経費とされている。

## 2. 小金井市公共下水道事業の経営状況

小金井市の汚水処理単価と使用料単価については、ともに類似団体と比較すると比較的安く、また、これまでは使用料収入で汚水処理費を賄っている状況にあった。

これは、整備が早期に完了し、起債償還が既にピークを過ぎていることが要因として挙げられる。

しかしながら、今後は老朽化した管きょ施設の改築事業が本格化し、既存下水道施設の老朽化対策や耐震化に伴う事業費の増大が見込まれ、さらに流域下水道維持管理負担金単価の見直しによる維持管理費の増加や、物価高騰の影響で、財政状況が急激に悪化する見込みである。このような状況を踏まえ、安定した財源を確保し下水道事業運営の健全化を図るためには、下水道使用料の改定を行うことが必要であると考える。

下水道使用料改定に当たっては、利用者に急激な負担増を強いることや世代間の不公平を避けるため、平滑的な改定を行うことが望ましいと考える。

## 3. 下水道使用料体系について

近年の小金井市公共下水道事業の経営状況は比較的良好ではあったものの、急激な経済活動の変化により、現行の下水道使用料を継続した場合は、直ちに財源が不足することが予想される。

また、長期的な財政シミュレーションの結果、人口減少に伴う使用水量の減少により、使用料収入が減少することが見込まれることから、世代間の公平性及び改定

率の平滑化を考慮すると、早急に下水道使用料改定を実施することが必要と考えられる。

なお、下水道使用料体系については、平成 31 年 4 月に東京都 23 区等と整合した体系へ変更した経緯があることから、今回は基本水量や従量区分は変更せず、基本使用料、下水道使用料単価を改定することを提案する。

#### (1) 単価設定

これまでの下水道使用料体系は 5 円単位の単価設定となっていたが、料金体系の変更による値上げを平滑化するため、1 円単位での単価設定とする。

#### (2) 一般家庭汚水

一般家庭汚水の料金の改定率は、日銀の物価予測に基づいた今後の物価上昇を考慮した試算において、現況と同等以上の経費回収率を維持することを目標として、20.6%の改定が必要であると考えます。体系については別紙に示す通りとする。負担の公平性に配慮し、現行の体系ごとの改定率を一律同じとする。

#### (3) 公衆浴場汚水

「公衆浴場汚水」については、市内の公衆浴場は 1 つのみであり、公衆浴場を取り巻く環境は厳しさを増しており、公衆衛生の確保に向けた対応が必要である。よって、公衆浴場汚水の下水道使用料については、改定を行わず、現行どおり 1 m<sup>3</sup>あたり 13 円とする。

#### (4) 井戸汚水

「井戸汚水」については、この規定が適用される利用者（動力式揚水施設がなく、かつ、家事のみに使用）の使用量は小金井市下水道条例施行規則（昭和 44 年規則第 22 号）第 37 条第 1 号に 1 世帯 1 か月 15 m<sup>3</sup>と規定されているため、今回の改定で適用となる下水道使用料体系の基本使用料に 15 m<sup>3</sup>分の下水道使用料を加えた額とし、小金井市下水道条例（昭和 44 年条例第 33 号）第 14 条の表中の井戸汚水（家事用）の項を削除する。

#### (5) 料金改定時期

改定は、住民への周知期間、各種手続の変更に必要な期間を踏まえ、令和 9 年 4 月から実施することが適当である。

■ 下水道使用料の額（税抜）

旧			新			
種別	区分	料率	種別	区分	料率	
一般汚水 （公衆浴場汚水、井戸汚水（家事用）を除くその他の汚水）	8 立方メートル以下の分	基本使用料 350 円	一般汚水（公衆浴場汚水を除くその他の汚水）	8 立方メートル以下の分	基本使用料	422 円
	9 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 70 円		9 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり	84 円
	21 立方メートル以上 30 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 105 円		21 立方メートル以上 30 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり	127 円
	31 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 120 円		31 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり	145 円
	51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 135 円		51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり	163 円
	101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 170 円		101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり	205 円
	201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 210 円		201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり	253 円
	501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 250 円		501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり	302 円
1,001 立方メートル以上の分	1 立方メートル当たり 290 円	1,001 立方メートル以上の分	1 立方メートル当たり	350 円		
公衆浴場汚水（温泉、むしぶろその他の特殊浴場を除く。）		1 立方メートル当たり 13 円	公衆浴場汚水（温泉、むしぶろその他の特殊浴場を除く。）		1 立方メートル当たり	13 円
井戸汚水（家事用）	1 世帯当たり	700 円				

#### 4. 附帯意見

- (1) 下水道使用料の改定を行うことは、事業の継続性を確保し、市民が安全で快適な生活環境を提供し続けるための不可避な措置であると考えます。しかしながら下水道使用料の改定は市民の生活に直接影響を及ぼすものであるため、その必要性や背景については、市民の理解と納得を得るため、十分かつ丁寧な説明を行っていただきたい。
- (2) 下水道施設の老朽化の進行に伴う改築費用の増加の他に、人口減少に伴う使用料収入の減少、不安定な世界情勢、物価上昇等、下水道事業の経営に影響を与える要因は多岐にわたり、かつ、急激な変動が生じることも考えられることから、定期的に審議する場を設け、継続的に下水道事業の在り方を検証していただきたい。
- (3) 下水道使用料体系の改定については、継続的に以下の事項に配慮し検討いただきたい。
- ア. 下水道使用料の料率の改定については、生活弱者や高齢者世帯、子育て家庭等へ配慮しつつ、利用者間で負担増の偏りが生じないように要望するものである。
- イ. 今回、減免制度の見直しも行うことから、大幅な値上げとならないように基本水量等の見直しは実施しない方針とした。今後は基本水量の見直し等も含めて、基本使用料や従量使用料の在り方についても検討し、下水道使用料体系の見直しについても検証していただきたい。
- (4) 減免制度の見直しについては、前回の答申の附帯意見を踏まえ、今回の下水道使用料改定と併せて審議会でも検討を進めることとしていた。
- 減免制度は各種準備されているが、「65歳以上非課税世帯を対象とした減免」については、実施している都内自治体はなく、本市においては生活困窮者等に対しては別の減免規定があることから、世代間の負担の公平性を考慮し、この下水道使用料改定のタイミングと併せて廃止する方向で見直していただきたい。